

I. M. ヤングの責任の社会的つながりモデルを 成り立たせる経済的条件

——道徳的行為の資源と「富の責任」制度——

中 村 隆 之

目次

はじめに

1. ヤングの責任の社会的つながりモデル
 - 1.1. 「分配パラダイム」批判と包摂的対話の民主主義論
 - 1.2. 責任の社会的つながりモデル
2. 未来志向の責任を可能にする条件
 - 2.1. 未来志向の責任の意義：『失敗の科学』から
 - 2.2. ヤングの責任論への批判
 - 2.3. 未来志向の責任のための資源：「富の責任」制度
3. 「富の責任」制度の応用可能性
 - 3.1. 富者を尊重する分配的正義論
 - 3.3. 「公平な機会の均等」再考

おわりに

はじめに

アイリス・M・ヤング (Iris Marion Young 1949–2006) は、フェミニズム研究者であり、政治理論家でもあった。彼女が提起した「責任の社会的つながりモデル (social connection model of responsibility)」は、構造的不正義を是正するための責任を、その構造に荷担したすべての者たちが分有するというものである。悪者を探して責任を取らせるという過去志向の「帰責 (liability)」よりも、構造を是正するために行動するという未来志向の責任を考えた方がよい、とヤング

は主張したのである。

この未来志向の責任概念は大変に魅力的である。しかし、誰がどのような負担で構造を是正するための行動をとるのが明らかではない点に問題がある、と数多くの論者が指摘してきた。そこで本論では、構造を是正するという道徳的行動をとるための経済的資源とインセンティブについて考察し、ヤングの責任概念を実行可能なものとする試みを示したい。

ヤングの責任概念を機能させるために私が提起するのは、「富の責任」制度である。それは集中した富を持った個人・企業が、①その富を得たプロセスについて不当なものがないかを説明する責任を負い、かつ②その富の一定割合をその個人・企業が有効と判断する公共的な目的のために使用する責任を負う、というものである。この「富の責任」制度によって道徳的行動のための経済的資源が確保され、倫理的評価空間が実質化される。つまり、構造的不正義に荷担した者たちすべてが責任を負い、構造を変えるための行動に出ることを可能にするのである。

論文の構成は、以下の通りである。1.1.において、ヤングの責任論が注目している構造的不正義が、彼女の正義論においてどのような位置づけにあるかを明らかにし、さらにその不正義を是正するための広義の「政治」を重視したヤングの政治論を説明する。次に、1.2.において、ヤングの「責任の社会的つながりモデル」の内容を、「帰責モデル」と対比して説明する。

2.1.において、未来志向の責任が持っている利点について、『失敗の科学』を参照しながら説明する。2.2.ではヤングの責任論に対する批判を要約し、2.3.において、その批判を克服するために、「富の責任」制度の導入を提起する。

3は、「富の責任」制度が持っている可能性について論じる。3.1.では、高所得者と低所得者のあいだでの奪い合いになってしまいがちな分配的正義論を乗り越える新たな視点として、「富の責任」制度の意義があることを示す。3.2.では、「富の責任」制度を通じて「公平な機会の均等」の理想が実質化されることを明らかにする。

1. ヤングの責任の社会的つながりモデル

1.1. 「分配パラダイム」批判と包摂的対話の民主主義論

ヤングの責任論の位置づけを明確にするために、彼女の正義論や民主主義論を確認しておこう。

ヤングは『正義と差異の政治』(1990)において、現代の正義論が分配ばかりを問題にしていることに異を唱えている¹⁾。ここで現代の正義論として考えられているのは、「格差原理」のような分配原理を含むロールズであり、ロールズを乗り越えんとしたドゥオーキンの資源の平等論などのことである。これらの正義論は、普遍的・理性的な立場から「これが正しい分配状態である」という理想・到達目標を指し示そうとした。

だが、ヤングは、個々人にどう分配されているかに着目することで、その分配がもたらされたプロセスに目が行かなくなっていることを批判する。例えば、男女で賃金に格差があるとき、どう再分配すれば格差が縮小し、正しい分配になるかを議論する以前に、なぜ男女で賃金の格差が生じているのか、その構造的・制度的な背景を問題にしなければならないはずである。だが、分配的正義論は、この構造的・制度的な背景には注目しない。所得(あるいは基本財)・機会・権力・自尊などの「個々人の」分配状態に着目している時点で、社会的な関係性、つまり支配や抑圧の構造(意思決定プロセス、分業のあり方、文化の

1) 何が正しい分配かを論じる分配的正義論よりも、構造的不正義を除去することの方が重要であるというヤングの問題意識は、Young (1990) 第1章「分配パラダイムを置き換える」で述べられている。

分配状態よりも、不平等を引き起こす制度・構造そのものに注目する平等論は、関係的平等論 (relational egalitarianism) と呼ばれる (「関係論的」と訳されることもある)。関係的平等論の擁護論として、森 (2016)、木部 (2015)、齋藤 (2017) 第1章を参照。特に森は、分配的正義論の系譜 (ロールズ、セン、ドゥオーキン、コーエン) を整理し、そのなかに含まれる積極面を浮かび上がらせた上で、アンダーソンを中心に関係的平等論を擁護する説得的な議論を展開している。Anderson (1999) は、ヤングの分配パラダイム批判という問題意識を継承している。

あり方)が見えなくなってしまうのである。

ヤングは、個々人の分配状態に注目して正義を考えることを「分配パラダイム」と命名し、批判する。かつて、正義の追求は、「分配パラダイム」のような狭い枠組みの議論ではなかった。アメリカのリベラル派は、公民権運動を見れば分かるように、つねに人種差別のような不正義の構造と闘ってきたのに、ロールズ以降そこから外れて抽象的な正義論になってしまった、という嘆きが彼女にはある。なぜ抽象的な正義論になってしまうかと言えば、ヤングによれば、正義を普遍的・理性的な立場から見る (looking) からである。ロールズで言えば「無知のヴェール」を被った不偏の観点から、この状態は正義に適っている、適っていないと判断を下すのである。だが、本来、正義論はこうした不偏の立場から抽象原理として語られるべきものではない。異なった立場に置かれた人々の声、とくに不正義の構造のなかで支配・抑圧された人々の訴えや叫びを聞くこと (listening) から始まる、具体的な議論でなければならないのである。

ゆえに正義の追求は、具体的な身体と感情を持った人間たちがもつ公的欲求を話し合う「政治」によって漸進的に行われるものである²⁾。それは、さまざまな立場の人々を包摂した「政治的平等」の条件の下で行われる民主的議論である。マイノリティや社会的弱者を含めた実質的な政治的平等を確保するためには、通常の熟議民主主義が提唱する発言への制約——正当化可能な主張をすること、特定利害の主張を控えること、共通善に向けた主張であること、感情を排して理性的に主張すること、等々——を課さないことが重要である、とヤングは考える。こうした発言への制約は、不偏不党の公共的市民の理想を暗黙の規範とし、議論の場をマジョリティ有利にしてしまうからである。暴力と誹謗中傷だけのヘイト・スピーチは否定されるけれども、それ以外ならば多様な政治的主張の表明方法を認める必要がある。要求されるのは自分たちの主張を他者に説明可能な形で届けようという姿勢 (その意味で「理性的」であること)

2) ヤングの政治論は、Young (1990) 第3章以降、および Young (2000) を参照。

I. M. ヤングの責任の社会的つながりモデルを成り立たせる経済的条件

だけである。ヤングは、多様な対話のチャンネルを持ち、包摂的対話を実現するために、代表制のあり方、市民組織のあり方、多様なコミュニケーション・モードの活用等を論じている。

ここで確認しておきたいことは、ヤングが構造的不正義の是正を正義の主題とし、それを実現するために支配・抑圧されている側を含めた多様な発言ができるような、支配・抑圧側が聞く耳を持つような、広義の「政治＝包摂的対話」の場を追求していたという点である。

1.2. 責任の社会的つながりモデル

ヤングの正義論は、普遍的な正義の原理を目指すのではなく、構造的不正義の是正を目指したものであること、そして構造的不正義の是正のためには支配・抑圧を受け不利益を被りやすい立場にある人々の政治空間への包摂が重要であること、を確認した。

ヤングの責任の社会的つながりモデルは、彼女の主題である構造的不正義に適用される責任概念である³⁾。

構造的不正義の特徴は、何か悪い事態が起きた（あるいは起きている）としても、複雑なつながりのなかで起きているために、その原因を誰かに特定できないことが多いことである。例えば、女性が企業で働く場合、一般に男性よりも不利な処遇をされる。育児で休職・退職するリスクを考慮すれば、技能育成上、重要なポストは長く務めることが予想される男性社員に回し、女性社員にはあまり重要でないポストを回すかもしれない。こうした能力形成上の不利を感じずれば、たとえ男女の対等を信条とする共働き夫婦であったとしても、子育てのときに仕事を中断あるいは退職するのは、女性の方であろう。こうした行動が一般にとられれば、やはり女性には能力育成コストをかけるべきではないという企業の判断が正当化される。かくして女性の冷遇は構造化される。だれも法律に違反するような不正をしていないけれども、女性差別という不正義が生

3) Young (2011) 第4章「社会的つながりモデル」、第5章「国境を越える責任」を参照

まれてしまうのである。

このような構造的不正義を是正しようとするとき、悪い事態を引き起こした原因者に責任を取らせる「帰責モデル」(liability model)は機能しない。そこでヤングによって提唱されるのが、「責任の社会的つながりモデル」(social connection model of responsibility)である。その特徴をまとめれば、次のようになるだろう⁴⁾。

- ① 責任ある者と責任ない者の選定を行わず、構造に荷担した者たちすべてに責任が分有される。
- ② 不利益を賠償するという過去遡及的な対応ではなく、不正義が起こる構造そのものを理解し、是正するという未来志向的な対応をとる。
- ③ 責任を分有するといっても、立場によってできることは異なる。関与の程度が大きい人はより大きな責任(未来志向的な構造の変革を担う責任)を負うが、関与の程度が小さい人でも、問題を知り、他の人とともに集団的な行動に参加する政治的責任を負う。

この責任概念は、悪者探しと責任逃れに陥ることなく、未来志向の変革を目指している。そうする理由は、構造的不正義に立ち向かう「政治的」責任が誰にでもある——私のせいではない、誰か他の人の責任であるという態度を許さない——とすることで、構造的不正義を多くのプレイヤーが関わる「政治」の主題にしたいからである。

例えば、ヤングが挙げている事例として、1990年代に注目された苦汁工場(sweatshop)がある⁵⁾。ギャップやナイキなどブランド・アパレル店の製造が途上国の劣悪な労働環境下で行われているという問題である。当然、途上国の工場では不法行為があるだろうし、ブランド・アパレル店の経営にも問題があるだろう。だが、ヤングはこの問題を、工場の責任者が悪い、多国籍企業の経営

4) Young (2011), pp.104-113: 訳 155-168 ページ。

5) Young (2011), pp.125-34: 訳 189-201 ページ。

I. M. ヤングの責任の社会的つながりモデルを成り立たせる経済的条件

者が悪い、といった形で終わらせてはいけなくと考えている。確かに非難されるのが適切な者はいらる。けれども、彼らの責任に帰することで問題が終るわけではない。この問題は、一つ一つは違法ではない普通の行為の積み重ねで起きている構造的不正義である。ギャップの製品を安く買っている先進国の消費者も、その積み重ねに荷担しているのだ。彼らが問題に向き合うために、「悪い行為に対する償いをせよ」という過去志向の帰責モデルとは違う、未来志向の政治的責任という概念が必要なのである。構造的不正義に荷担していることを認め、構造的不正義を是正する「政治」に参加する責任を負うのである。それは反対運動の団体に寄付せよとか、デモに参加せよとか、そういう大きなことでなくてもよい。こういう問題があるということを友人に話すことも、一つの政治参加である。声を発しようにも発することができない苦汁工場の労働者に代わり、先進国の消費者たちが発する小さな声は積み重なっていく。そして、問題が人々に知られることで、ブランド・イメージを気にする大企業も対処に動かざるを得なくなる。行動規範を作成したり、監視活動に取り組んだりする企業も出てくる。その内容は、反対運動家からすれば十分ではないかもしれない（見た目だけの粉飾と批判するかもしれない）が、とにかく大企業の行動を変えることには一定程度成功した。ヤングは、苦汁工場問題を「責任の社会的つながりモデル」の未来志向の責任が機能した事例としている。

「責任の社会的つながりモデル」は、構造的不正義を主題とした「政治」に注目してきたヤングの関心をそのまま反映している。動かしがたいものを動かす（広義の）民主主義の力を引き出すために、すべての人に訴えかける力強さがある。

2. 未来志向の責任を可能にする条件

2.1. 未来志向の責任の意義：『失敗の科学』から

ヤングは、「帰責モデル」における過去志向の責任と、「社会的つながりモデ

ル」における未来志向の責任という二つの責任概念を提起した。この対照的な責任概念は、失敗の責任をどう位置づけるかを考える「失敗の科学」のなかにも見られる。

マシュー・サイド『失敗の科学』(2015)は、過去志向の責任をとる医療業界と、未来志向の責任をとる航空業界を対照的に描いている⁶⁾。医療業界ではさまざまなミスがあっても、それは闇の中に消えていく。例えば、手術中に不注意によるミスで患者が死亡したとしても、そのミスが表に出ることはほとんどない。たいがいの場合において、手術はリスクを伴うものであり、手術の失敗は「仕方なかった」とされる。こうして、どのような場合にミスが起きるかを検討し、次に同じミスをしないようにする体制を整えることが、いつまでもできない。組織として学習しないので、同じミスを繰り返してしまう。なぜそうなるかと言えば、医者がミスを認めれば損害賠償請求をされるし、また医師としての評判に著しい傷がつくからである。つまり、過去志向の責任をとることで、医療業界は患者に損害を与え続けている。

一方、航空業界では、些細なミスも（あるいはミスの可能性も）報告される。責任を問うことよりも、報告し、ミスの情報を共有して、次に同じミスをしないようにする体制を作ることが優先されている。ミスを咎めず、逆に改善に活かすという文化ができあがっているのである。それを支える法的枠組みもある。航空事故が起これば事故調査委員会が徹底的に原因を調査するが、その調査結果を民事訴訟で証拠として採用することが法的に禁じられている。だから自分たちがミスをしたということを隠し立てせずに語りやすいのである。

『失敗の科学』が挙げるユナイテッド航空173便の事故(1978年)が分かりやすい。ポートランドへの着陸態勢に入った173便が車輪を下ろそうとしたとき、「ドン!」という大きな音とともに機体がガタガタと揺れた。車輪が下りたのかわ確認できない(確認ランプが一つ点いていない)ので着陸を延期し、確認作業に入った。機長は、胴体着陸の危険を回避するために、車輪が下りているという確証が欲しかった。機長は頭の中で必死に解決法を探した。航空機関士が残り

6) サイド(2016)第1章「失敗のマネジメント」。

I. M. ヤングの責任の社会的つながりモデルを成り立たせる経済的条件

燃料が減っていることを機長に知らせたが、それには反応せず、車輪の確認問題に集中した。燃料切れの危険が差し迫っていることを航空機関士が告げると、機長はタンクにあと「15分」分の燃料があるはずだと主張した。だがそれは誤認だった。「15分」分の燃料などなく、刻一刻と燃料切れが迫っているなか、機長は着陸しようとしなかった。周囲は理解できなかったが、権限を持っているのは機長である。しばらくして実際に第4エンジンが燃料切れを起こし停止したとき、機長は驚いた。「……なぜだ？」機長の時間の感覚は、極度の集中力によって完全に麻痺していたのである。すべてのエンジンが停止し、空港への着陸は不可能となった。機長は空き地と思われる場所を探して着陸を試み、結局、乗客8名と乗員2名が亡くなった（住民には奇跡的に死者はなかった。機長は骨折はしたが何とか生き延びた）。

事故の原因は機長の時間感覚の麻痺（集中しすぎ）と、クルーのコミュニケーション不足である。調べてみると過去にも同じような原因で同じような事故が起きていることも分かった。事故の半年後に出された報告書によって、乗務員のチームワークを重視したリスク管理が導入された。この173便の事故が、航空業界の分岐点と言われる。航空安全専門家のショーン・プルチニッキは、次のように述べている。

ヒューマンエラー（人的ミス）の多くは「悪いことをしたヒトが原因なのではなく」設計が不十分なシステムによって引き起こされるという事実を理解した瞬間から、業界の考え方が変わったのです⁷⁾。

興味深いことは、同じ時間感覚の麻痺とコミュニケーション不足が、医療業界の手術の現場で今も事故を引き起こしているという点である（『失敗の科学』はこの医療事故の事例から始まる）。失敗から学ぶ組織と学ばない組織の対照、そして未来志向の責任と過去志向の責任の対照は明らかである。

7) サイド (2016), 50 ページの引用, [] 内と傍点は中村が補った。

2.2. ヤングの責任論への批判

悪者探しをする過去志向の「帰責モデル」では、責任を負いたくない人々が問題から逃げ、責任を押しつけ合うだけで、問題解決の方向に進んでいかない。一方、未来志向の責任であれば、悪い事態が生じていることを認めることができ、問題解決の方向に動き出すことができる。このヤングの未来志向の責任論（構造を変える責任を全員が担う）は、前節で見た『失敗の科学』における未来志向の責任論（ミスを明らかにし、未来を改善していくことこそが当事者としての責任）と重なり合う部分が多い。

しかし、ヤングの責任論には、重要な批判も寄せられている。多くの批判者が指摘しているポイントは、構造的不正義の是正に対して何らかの行動を取るには負担がかかることを軽視しているという点である⁸⁾。そして、誰がどのように負担すべきかという話になれば、誰に責任があるのかという過去志向の「帰責モデル」に戻らざるを得ない。未来志向の責任だけを切り離そうというヤングの構想には最初から無理がある。正しい分析に基づき、正しく罪（過去志向）を自覚し、自覚された罪に応じた負担をして、構造を変えていくしかないのだ、ということだろう⁹⁾。

-
- 8) Nussbaum (2009, pp. 140-5) は、過去への適切な批判なしに未来に向かうことはできないとし、十分に慎重な因果分析によって過去の責任を問い、負担の割合を決めて未来に進むべきである、と述べている。過去から目を背けてはならない、過去を見て負担を決めなければ前に進めないという議論は、Card (2009), Hahn (2009), Barry and Ferracioli (2013), Neuhäuser (2014), Lu (2018), Abdel-Nour (2018) にも見られる。
- 9) もう一つの重要な批判として、以下のような Schiff (2013) がある。ヤングの問題としている構造的不正義はフォーコの「権力」に近いものであり、力ある者が是正するようなものではない（その意味で、多国籍企業にグローバルな構造的不正義を是正させるというのは、責任分有というヤングの議論のよい点を失っている）。「権力」に対抗するには、アーレントの「構成的（憲法制定的）権力」を引き出す必要があり、そのためには構造的不正義のなかで不利な立場にある人々の声を実質化する必要があるが、彼らにはそのための十分な資源がない。彼らの声を実質化する方法についてヤングは語っていない（弱者の側の資源問題）。

ヤングが「政治」の場を実質化する方法について言及していないという指摘は、Ferguson (2009) も参照。多国籍企業にグローバルな構造的不正義の主たる責任を負わせる議論では、ヤングの責任分有論のメリットを活かせないという指摘は、Moore (2013) も参照。

この批判は、もっともである。未来志向の責任といっても、その理念だけで機能するわけではない。航空業界が未来志向の責任という文化を持つことができるのは、ミスを公にすることによる不利益を小さくする法制度——インセンティブ整合的な制度——があるからである。構造的不正義を是正するという課題は、その構造から利益を得ている者たちこそが是正に動かなければならない以上、彼らにはそのインセンティブがない。唯一可能性があるのは、苦汁工場問題のように、評判（ブランド・イメージ）が賭け金になっているケースだけである。主たる原因者が特定できるケースならば評判を傷つけまいとする動機を活用できるかもしれないが、主たる原因者が特定できないような構造を問題にする場合（例えば、地球温暖化問題）には、負担の構図を描くことすら難しい。では、ヤングの責任論は、役に立たない机上の空論なのだろうか？ 私はそうは思わないので、救い出す試みをしたと思う。

2.3. 未来志向の責任のための資源：「富の責任」制度

ヤングの未来志向の責任論の問題は、構造的不正義を是正する負担を誰かに負わせることが難しいという点である。主たる原因者がある程度は特定できるケースでも、その場合、その原因者は構造的不正義から利益を得ているのだから、是正に動き出すことは普通は考えにくい¹⁰⁾。また、主たる原因者が特定で

以下ではヌスパウム等の批判に答え、構造的不正義の主たる原因者の経済的資源について論じ、不利益を被っている弱者の側の政治的・経済的条件不足についてのシフの批判には直接は答えることができない。これに対しては、主たる原因者が行動する環境を整えることで、声を上げる意義を高めるという間接的な答えを提供するに留まる。

- 10) 主たる原因者がある程度は分かるケース（例えば、苦汁工場のような多国籍企業が主たる原因者であるケース）において、「誰が」負担すべきかについて、Abländer (2018) は、補完性原理により、下位が出来ることは下位が負担するべきという常識的かつ説得的な見解を述べている。下位から上位の層として①個人、②組織（企業を含む）、③政府・国際機関の三つがあり、知識と資力を持たない個人は政治参加を、企業は知識と資力があるので主たる負担を、政府・国際機関は企業の行動を助けるための枠組みを作ることを担うべき、ということである。

Hahn (2009) および Gould (2009) は、多国籍企業が主たる原因者であるケースでは、人権概念と国際的な制度構築が重要であり、ヤングの未来志向の責任を採用するとしても、その点を補うべきである、と述べている。

きないほど多数の行為の連関で構造的不正義が起きている場合、単独では正に向けて動き出す意味は小さいので、公共財の供給と同じく過少供給になりやすい。

どちらのケースも「評判」を賭け金にすれば、自らは正に動き出す可能性もある。ヤングが構造的不正義に荷担している普通の人にも責任が分有されると主張するとき、この評判を賭け金にした経路をおそらく重要なものと考えていた(苦汁工場問題からの類推)。責任を分有する普通の人々が「この構造的不正義は問題だ」と考え、そう考えて行動する人々のネットワークを構築していく責任を果たしていくことで、原因者が是正に動かなければ評判が傷つく(あるいは逆に是正に動くことがよい評判に繋がる)と思わせるのである。

しかし、この「評判」経路の是正が通用するのは、原因者が相当に利益を得ていて、負担できるはずだと周囲が認めている場合のみである。ここで考えられている原因者はたいがい企業というプレイヤーであろう。ある企業が単独で構造的不正義の是正のための負担を負えばコストがかさみ、競争に敗れてしまうというケースは多い。「評判」を司る世論は、それでも負担せよとは考えないのが普通である¹¹⁾。ゆえに、ヤングの未来志向の責任論は、構造的不正義を是正するための資源が不足しているという難点を抱えている。

この難点を回避するために、「富の責任」という概念を導入することを提案したい。富の責任とは、①多くの富を得た個人および企業が、その富を得たプロセスについて不当なものがないかを説明する責任を負い、かつ②その富の一定割合をその個人・企業が有効と判断する公共的な目的のために使用する責任を負う、というものである¹²⁻¹³⁾。

11) 「競争上、仕方ないのである」「市場とはそういうシステムなのだ」といって企業は責任から逃れようとする(物象化, Young (2011), 第6章)。そして、その言い訳はかなりの場合、通用してしまうのである。

12) 「富の責任」を企業だけでなく個人にも適用するのは、企業から個人に富を移転することで責任を免れる道を断つ意味と、倫理的評価空間に個人を立たせるという意味がある。

企業に関して、伊藤(2010, 207-8ページ)は、高率の法人税と、社会的責任を果たした企業に対する法人税減税を主張している。これは、本論で述べている「富の責任」制度に趣旨としては非常に近い。「富の責任」制度の違いは、制度の単純さ、企

これは、ある程度の富を集中させた個人や企業に対して、世間が道義的責任を追及できる環境づくりである。①は、富者が自身の行為の倫理性を明らかにする義務を制度化するものである。②は、富者が倫理的に行動するための資源を保障するものである。「倫理的に行動したいのだが、コストがかかるから（競争に敗れてしまうから）できない」という言い訳は、②があればできなくなる。こうして道義的責任を追及する声を富者が無視できない環境を作ってこそ、世間の道義的責任を追及する意義が高まり、倫理的評価空間が実質化するのである。

富の一定割合を公共的な目的のために支出しなければならないという富者に課された制約は、「自分のものだが、同時にみんなのもの」という部分を作り出す。所有権の範囲にこのような曖昧な領域を作ることを、「分配バッファ論」と呼ぶことにしよう。そのように名付ける理由は、従来の分配的正義論が獲る

業の自由度の高さ、企業に道徳的行動の資源がある（資源がないことを言い訳にできない）ことの明確化、富を企業に託しているというメッセージの明確化にあるだろう。

- 13) 富の獲得を認める代わりにその由来についての説明責任と適切な用途への使用責任を課するという考え方は、効率性と公平性を両立させるために、多くの場面で応用可能である。中村（2009）は、特許権について、新技術を阻むような独占を形成せず、リーズナブルな価格で公平に利用させることの説明責任を課することを提案した。

最も重要な応用可能性は、企業の富に対するものであろう。企業に富を集中させ、それを株主に帰属させることの正当性を主張した Hansmann（2000）の議論は強力である。また、それを受けて経営者のビジネス倫理は諸々のステイクホルダーの利益を守ることにあるのではなく、市場を効率的に機能させること—効率性を目指した法制度の抜け穴があっても、その抜け穴を使って利潤追求はせず、効率性に結びつくような行動を倫理的に率先してとること—とした Heath（2006）の議論にも説得力がある。効率性の向上こそがビジネス倫理のすべてと言い切り、その制約の下で利潤を最大化する義務を経営者が負っていると理解すれば、ビジネス倫理の意味は明確になる。だが、それによって、ビジネス倫理を公正さから切り離そうとするならば、問題がありそうだ。言い換えるならば、効率性の向上を目の前の需給均衡の達成（例：余っている労働力を買ったたくのは正しい）と捉え、外部性・能力形成機会・非貨幣的価値を含めての社会全体としての効率性（例：余っている労働力を買ったたくことは社会全体の能力活用の観点から効率的でない）を無視してもよいと考えれば、ヒースの議論はビジネス倫理の射程を縮小しすぎである。

だからこそ、私はこう付け加えたい。「企業は、（狭義の効率性ではなく）広義の効率性の達成に伴って利潤が得られたということを、社会に対して説明する責任を負っている」と。このように「富の責任」制度は、ビジネス倫理を真に効率的なものにすることを助けるだろう。

か獲られるかの境界線をめぐる激しい攻防になるのに対して、「自分のものだが、同時にみんなのもの」という部分を導入することでその分配の攻防線を緩やかにできる——緩衝地帯を設けることができる——からである。

分配バッファ論を含む「富の責任」概念を導入することは、個人にとってはノブレス・オブリージュの制度化であり、企業にとっては企業の社会的責任（CSR: Corporate Social Responsibility）の制度化である¹⁴⁾¹⁵⁾。制度化することによって、「道徳的に行動する」ことは、富のレースでブレーキを踏むばかばかしい行為、あるいは見た目を繕うためのコストといった位置づけから解放される。もちろん誰もが善人になるわけでも、すべての企業が善にあふれた経営になるわけでもないだろう。しかし、道徳的に行動しないことのコストは確実に上がるはずであり、（心のなかはどうであれ）より道徳的に行動するように促されるはずである¹⁶⁾。それが、ヤングの目指す広義の「政治」の場——声を発し、聞く耳がもたれる場——を実質化し、さらに未来志向の責任に欠けていた経済的条件（＝行動の資源）の部分を補うことになるだろう。

14) 「企業の社会的責任」についての著者の見解は、中村（2015）を参照。所有権とのかかわりについては、中村（2018）も参照。とくに第4章においてはマルクスの個人的所有を株式会社と結びつけて、第7章においては現代の経済学における株主主権論の位置づけを説明している。

15) グローバルな問題に対する多国籍企業の社会的責任を問う議論として、Wettstein（2009）がある。ヴェットシュタインは、ヤングの「社会的つながりモデル」に示された未来志向の責任に理解を示し、その具体的な構想として多国籍企業に対する責任の制度化・義務化を論じている。私は彼の議論に大いに共感する。（ヴェットシュタインについては神島（2014）による適切な説明がある。）

以下の私の議論は、「道徳的責任」と「義務」の中間である。中間から始めて、義務として認識・共有・確立されていくことが望ましいと私は考えている。逆に、義務を何らかの権威（国際機関など）から押し付けられれば、反発は必至であり、実現しないだろう。国際機関などが規範を策定することには大いに意味がある（アナンの「国連グローバル・コンパクト」など）が、それを共同して守るべき規範と認知してこそ、義務化＝公的制度化に動いていけるだろう。

16) 倫理的評価空間を機能させるために、必ずしも多くの人が善人になる必要はないという議論は、アダム・スミスを参照している。中村（2015）、中村（2018）、第1章を参照。

3. 「富の責任」制度の応用可能性

3.1. 富者を尊重する分配的正義論

「富の責任」概念は、前章で見たようにヤングの構想を実質化するために有効と考えられる概念であるが、同時に分配的正義論を再考する意味も持つ。

分配的正義論は、ロールズの「格差原理」がその代表であるように、高所得者から低所得者への再分配をいかに正当化するかという議論になる傾向がある。しかし、それゆえに、高所得者を含めた社会の多くのメンバーの納得を引き出すのは難しくなる。ロールズ『正義論』は、「無知のヴェール」という工夫によって個性を消し去ったうえで「正しい」答えを導き出し（第一部の正義の原理の導出）、さらにその「正しい」答えを実施すれば、社会的協働のメンバーとして高所得者も低所得者も納得することになっている（第三部の安定性論）。だが、その論理展開は、決して納得できるものではない¹⁷⁾。

では、恵まれた立場にある人々も納得できる分配的正義論とは何だろうか？簡単に答えられる問題ではないが、ここでは「納得できる」という言葉には次の二つの意味があると捉えよう。

① 功績原理

高所得者が再分配のために税などを負担するのを嫌うのは、自らの才能や努力といった報酬に値する何かに対して過分に獲られたと感じるからである。逆に言えば、自らの才能や努力に値する（高い）報酬が与えられたとき、功績原理の観点から、彼らは「納得できる」のである。

17) 周知のようにロールズは『正義論』の安定性論における非現実的な想定に問題があるとして、『政治的リベラリズム』（1993）において正義の二原理の位置づけを一つの政治的構想にまで引き下げた（Rawls（[1993] 2005）, pp. xv-xvi）。

② 有効な再分配

高所得者から低所得者への再分配は、高所得者の利益を減らすものであるから、個々の利害だけを考えれば好意的には捉えられない。しかし、多かれ少なかれ公的欲求を持つ個人を想定すれば、有効な再分配には賛成し、有効でない再分配には反対するであろう¹⁸⁾。有効な再分配とは、低所得者の努力を促進し、彼らの善い生き方や努力機会の拡大に役に立つような再分配である（逆に、有効でない再分配とは、低所得者の怠惰を促進し、彼らの善い生き方や努力機会の拡大に役立たない再分配である）。

高所得者は、有効な再分配であれば、積極的にではないかもしれないが一応は「納得できる」だろう。

功績原理における「値する」の基準は、高所得者と低所得者では違うだろう。低所得者から見れば高所得者はたんに恵まれていただけであり、低所得者の方が苦勞しているのだから再分配に値すると言いたいだろう。けれども、高所得者の立場に立ってみよう。自分が恵まれていたことは理解するだろう。そもそもこの社会には、恵まれた者と恵まれない者の間に大きな違いが生じてしまう構造がある。一部の者は恵まれ、機会を活かしてより高い地位につき、そのことによってさらに広い機会を得る。一方、一部の者は機会に恵まれないままであり、努力をしても実りの少ない、あるいは努力をする気力を持ってない状況へと追い込まれる。そのような構造があることは、高所得者も頭では理解しているであろう。けれども、それで再分配に賛成するわけではない。

恵まれた機会を活かして高い地位と所得を得る人は、おそらく厳しい競争のなかにあり、そのなかで相応の努力をしている。彼らの主観的な意識では貧しい人たちよりも努力していると思うことだろう。よって、自身の功績原理の基準から、高い地位と所得で報われることは当然と考えるのである

18) 「貧者への寛大さ [=再分配を肯定的にとらえること] は、貧者が懸命に働いているという信念を条件としている」(ボウルズ(2013), 150 ページ, []内は中村)。

I. M. ヤングの責任の社会的つながりモデルを成り立たせる経済的条件

「富の責任」概念は、この功績原理の観点から、高所得者が「納得」できる分配を生み出す、つまり高所得者の努力に社会が報いているという意味がある。公共目的での使用責任という制約があるとはいえ、自身の判断で使ってよい所得として社会から認められるからである。

また、高所得者に公共的な目的での使用責任を課されることも、高所得者の大きな不満にはならないだろう。「納得できる」条件の②で見たように、高所得者が不満を持つのは、再分配制度で税を強制的に取られ、自分の観点からすれば怠け者の人たちに分配されることである。その分配が役に立っているか、善い生き方を促進したか、努力の機会を拡大したかがよくわからないような再分配には、富者は納得できない。

一方、「富の責任」制度においては、その用途には自分の意志が反映される。自分が利益を獲得することを正当化するために、自らの負担する構造的不正義を是正することを、「評判」の観点から余儀なくされるかもしれない。そうだとすると、その支出によって自身が「正当化」を得ることができる。そのような防衛的支出でなければ、自らの意志で用途を決める意味はもっと大きい。富者は、この公共目的の支出は無駄ではない、共に生きる者たちを増やし、豊かな社会にすることに役立っている、と本人が考える用途に支出を向けることができるのである。

よって、「富の責任」制度は、功績原理に基づいて富者を尊重しつつ、その富を納得できる形で公共の目的に向けることになるであろう。分配上のバッファーを設けるという発想は、奪い合いになりがちであった分配的正義論に、新たな視点を提供するものである。

3.2. 「公平な機会の均等」再考

また、「富の責任」制度は、「公平な機会の均等」という理想の意味を考え直すきっかけを与える。

「公平な機会の均等」は、ロールズが正義の第二原理で掲げているように、公正な社会にとって重要な条件である¹⁹⁾。しかし、(形式的ではなく)実質的な意

味での機会を「均等」にすることは、ほぼ不可能である。例えば、機会にとって重要な教育を若い人々に「均等」に与えることを考えよう。本当に「均等」であることが大事ならば、親が優れた才能を持つことによって有利な家庭での教育が得られることも、親が裕福であることによって家庭教師をつけたり、優れた教育を実施している私立学校に通わせたりすることも、不均等をもたらすので避けなければならなくなる。

ロールズ自身も「均等」に重きを置き、家族制度を廃止せよとか、強制してでも完全に等しい教育を与えよとか主張するわけではない²⁰⁾。彼は、友愛と矯正の原理(格差原理に基づいて正義にかなった分配になるように調整すること)が機能しているならば、生来の資産分布や社会的状況の偶発性は、容易に受け入れられるだろうと考えている。つまり、初期条件によって機会が公平でないことと不平を言うのではなく、社会的不平等も最も不遇な人々を含めたすべての人々に利益となるものだと理解される、ということである。

結果が不平等であっても、それが最も不遇な人々の利益になるのであれば、不遇な人々もそれを認めるだろう、というのはロールズの「格差原理」の重要なポイントである。ロールズはそれを「機会」にも適用している。機会が不均等であっても、それが最も不遇な人々の利益になるのであれば、それを認めるだろう。つまり、そのような機会の不均等は「公平」の範囲内に入る、ということである。しかし、本当にそうだろうか？

19) ロールズ『正義論』における正義の二原理は以下の通り (Rawls ([1971] 1999), p. 266: 訳 402-3 ページ (改訂版))。

第一原理

各人は、平等な基本的諸自由の最も広範な全システムに対する対等な権利を保持すべきである。ただし最も広範な全システムといっても〔無制限なものではなく〕すべての人の自由の同様〔に広範〕な体系と両立可能なものでなければならない。

第二原理

社会的・経済的不平等は、次の二条件を充たすように編成されなければならない。

- (a) そうした不平等が、正義にかなった貯蓄原理と首尾一貫しつつ、最も不遇な人々の最大の便益に資するように。
- (b) 公正な機会均等の諸条件のもとで、全員に開かれている職務と地位に付帯する〔ものだけに不平等がとどまる〕ように。

20) Rawls ([1971] 1999), § 77, pp. 447-8: 訳 669-70 ページ (改訂版)。

I. M. ヤングの責任の社会的つながりモデルを成り立たせる経済的条件

前節で述べた、機会の不均等を拡大していく構造のなかにいるプレイヤーで考えてみよう。機会を得た者にさらなる機会が開け、機会を得られなかった者には開けていかない。例えば、役者を目指す二人の若者がいて、一方がオーディションに受かり、もう一方は落選したとしよう。ここには人種差別のような社会的障壁は何ら作用していないとしよう。受かった方は役をもらって経験を積み、周囲の評価も獲得できるので、そのことを通じてさらに役をもらう機会が開けるだろう。だが、落選した方は能力を向上させる機会を持たず、なかなか機会が開けない。こうした構造が組み込まれているなかで、成功した役者から失敗した役者の境遇を最も優遇する再分配があるから、なかなか機会が開けていかないことも納得せよ、と言えるだろうか？ 決して納得しないだろう。不遇な人々が求めているのは再分配ではなく、機会の不均等を拡大していく構造的な不正義の是正だからである。

「富の責任」制度は、その声に応えることができる。「富の責任」制度は、その富の一部を構造的な不正義の是正に向けることを道徳的に要求する。機会の不均等が拡大する構造は、意図せずとも他者の機会を減らしてしまう不正義を内包している。そのことを認めた上で、その是正のために道義的な責任を果たすことが求められるのである。

裕福な家庭に生まれた子どもが優れた教育を提供する私立学校に通う例で考えてみよう。裕福な親たちは、その財力で教育資源を集中させた。特に重要な資源である教育人材（教師）を集中させたことは、その他の人々により劣った教育人材しか配置されないという意味で、不公平を作りだしている。だが、それは不公平だから是正せよ、というのは少し待とう。優れた教育資源の集中によって人間の能力開発方法が進歩するならば、それは社会にとっても望ましいことである。ならば、やるべきことは優れた学校で得られたよい能力開発方法を、他の学校にも使えるようにすることである。裕福でないわれわれにも、優れた能力開発機会が欲しいという声に応えることである。それにはもちろん費用がかかるだろう。それを負担するのが、優れた教育を受け、高所得者になっているであろう私立学校の卒業生たちである。それが、悪意は全くないとしても構

造的不正義に荷担した者としての責任である。

このように「富の責任」制度は、「公平な機会の均等」という理想を実質化するための道徳的行動を促進するという役割を果たす。

おわりに

ヤングは、彼女の第一の専門領域であるジェンダー問題を含め、動かしがたい構造的不正義に立ち向かっていくためには、やはり「政治」しかないと考えていた。ここでいう「政治」とは、異なる立場にある者たちが声を発し、聞く耳を持って議論する、広い意味での民主主義のことである。ヤングがすべての人に「政治的」責任を課す「責任の社会的つながりモデル」を提起したのは、彼女の政治観からして当然だった。

しかし、ヤングの未来志向の責任は、誰が構造を是正する負担をするのかを考えると困難に直面する。そこで本論では、「富の責任」制度によって、ヤングの責任概念が機能するための経済的条件を与えることを提案した。「富の責任」制度とは、集中した富を持った個人・企業が、① その富を得たプロセスについて不当なものがないかを説明する責任を負い、かつ② その富の一定割合をその個人・企業が有効と判断する公共的な目的のために使用する責任を負う、というものである。この制度によって、道徳的に行動する経済的資源とインセンティブを与えることができる。

「富の責任」制度は、幅広い意味を持っている。一つは、「富者のものだが、同時にみんなのもの」という分配のバッファーを設けることで、富者の努力と成果を尊重しつつ、その富を再分配に向かわせることが可能になることである。これは分配的正義論に新しい視点を提起するものである。もう一つは、構造から利益を得ること自体を非難するよりも、構造の利点を活かしつつ欠点を是正していく方向に動き出せることである。

「富の責任」制度は、まだ粗っぽい試案に過ぎない。しかし、経済と倫理をつなぐというアダム・スミス以来の大問題への挑戦の一つとして、論じる価値が

あると私は信じている。

参考文献

- Abdel-Nour, F. (2018), “Responsibility for Structural Injustice”, *Ethics and Global Politics*, 11, pp. 13–21.
- Abbländer, M. S. (2018), “How to Overcome Structural Injustice? Social Connectedness and the Tenet of Subsidiarity”, *Journal of Business Ethics*, 26.
- Anderson, E. (1999), “What is the Point of Equality?”, *Ethics* 19(2), pp. 287–337.
- Barry, C. and L. Ferracioli (2013), “Young on Responsibility and Structural Injustice”, *Criminal Justice Ethics*, 32(3), pp. 247–57.
- Card, C. (2009), “Injustice, Evil, and Oppression”, in Ferguson and Nagel eds. (2009), ch.12, pp. 147–59.
- Ferguson, A. (2009), “Iris Young, Global Responsibility, and Solidarity”, in Ferguson and Nagel eds. (2009), ch.15, pp. 185–97.
- Ferguson, A. and M. Nagel eds. (2009), *Dancing with Iris: the Philosophy of Iris Marion Young*, Oxford University Press.
- Gould, C. C. (2009), “Varieties of Global Responsibility: Social Connection, Human Rights, and Transnational Solidarity”, in Ferguson and Nagel eds. (2009), ch.16, pp. 199–211.
- Hahn, H. (2009), “The Global Consequence of Participatory Responsibility”, *Journal of Global Ethics*, 5(1), pp. 43–56.
- Hansmann, H. (2000), *The Ownership of Enterprise*, Harvard University Press.
- Heath, J. (2006), “Business Ethics without Stakeholders”, *Business Ethics Quarterly*, 16, pp. 533–57.
- Johnson, G. F. and L. Michaelis eds. (2013), *Political Responsibility Refocused: Thinking Justice after Iris Marion Young*, University of Toronto Press.
- Lu, C. (2018), “Responsibility, Structural Injustice, and Structural Transformation”, *Ethics and Global Politics*, 11, pp. 42–57.
- Nussbaum, M. C. (2009), “Iris Young’s Last Thoughts on Responsibility for Global Justice”, in Ferguson and Nagel eds. (2009), ch.11, pp. 133–45.
- Moore, M. (2013), “Global Justice and the Connection Theory of Responsibility”, in Johnson and Michaelis eds. (2013), ch.2, pp. 21–41.
- Neuhäuser, C. (2014), “Structural Injustice and the Distribution of Forward-Looking Responsibility”, *Midwest Studies in Philosophy*, 38, pp. 232–51.
- Rawls, J. ([1971] 1999), *A Theory of Justice*, revised edition, Harvard University Press. (川本隆史他訳『正義論』(改訂版), 紀伊國屋書店, 2010年)
- ([1993] 2005), *Political Liberalism*, expanded edition, Columbia University Press.
- Schiff, J. L. (2013), “Power and Responsibility”, in Johnson and Michaelis eds. (2013), ch.3, pp. 42–62.
- Wettstein, F. (2009), *Multinational Corporations and Global Justice: Human Rights Obligations of a Quasi-Governmental Institution*, Stanford University Press.
- Young, I. M. (1990), *Justice and the Politics of Difference*, Princeton University Press.
- (2000), *Inclusion and Democracy*, Oxford University Press.
- (2011), *Responsibility for Justice*, Oxford University Press. (岡野八代・池田直子訳

- 『正義への責任』岩波書店, 2014年)
- 伊藤恭彦 (2010) 『貧困の放置は罪なのか: グローバルな正義とコスモポリタニズム』人文書院。
- 神島裕子 (2014) 「多国籍企業の政治的責任」宇佐美誠編『グローバルな正義』勁草書房, 第8章, 197-218 ページ。
- 木部尚志 (2015) 『平等の政治理論——〈品位ある平等〉にむけて』風行社。
- サイド, M. (2016) 『失敗の科学: 失敗から学習する組織, 学習できない組織』(有枝春訳) デイスクヴァー・トゥエンティワン。(原書 *Black Box Thinking: The Surprising Truth About Success*, John Murray Publishers Ltd, 2015)
- 齋藤純一 (2017) 『不平等を考える——政治理論入門』ちくま新書。
- 中村隆之 (2009) 「特許制度における私益と公益の調和——レントの公共的利用を通じて」『地域経済政策研究』(鹿児島国際大学大学院経済学会) 10, 171-188 ページ。
- (2015) 「『企業の社会的責任』とアダム・スミス問題: 倫理と法・経済システムの接合」『青山経済論集』66(4), 53-78 ページ。
- (2018) 『はじめての経済思想史』講談社現代新書。
- ボウルズ, S. (2013) 『不平等と再分配の新しい経済学』(佐藤良一・芳賀健一訳), 大月書店。(原書 *The New Economics of Inequality and Redistribution*, Cambridge University Press, 2012)
- 森悠一郎 (2016) 「関係の対等性と正義: 平等主義的リベラリズムの再定位 (1)~(4)」『法学協会雑誌』133 (8-11), 1041-1131 ページ, 1388-1485 ページ, 1561-1659 ページ, 1762-1858 ページ。

The Economic Conditions of I.M. Young’s Social Connection Model of Responsibility: Moral Actions and the “Responsibility of Wealth”

Abstract

Iris M. Young proposed the social connection model of responsibility: “all those who contribute by their actions to the structural processes that produce injustice share responsibility for those harms” (Young 2011, p. 109). The shared responsibility is forward-looking and different from the backward-looking liability.

While her concept is attractive, we point out that those who benefit from the structure rarely have the incentive or the economic resources to change it. I suggest that this difficulty be resolved by the idea of “responsibility of wealth”: owners of great wealth and large corporations must be accountable for the fairness of their earnings, and must have the obligation to spend part of that wealth on the public good.

The idea of “responsibility of wealth” not only provides an economic condition for Young’s concept but also introduces new views about distributive justice and the equality in fair opportunity.

We would like to thank Editage (www.editage.jp) for English language editing.